2 実施計画

基本目標 [地域に広げる助け合いの輪

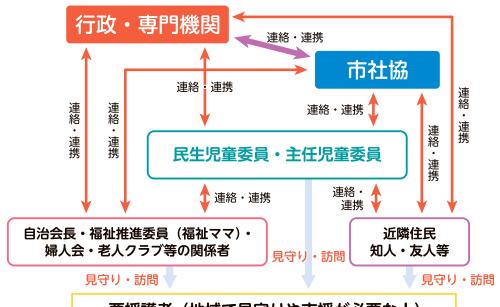
~小地域福祉活動の充実~

小地域とは隣近所で互いに顔の見える関係が築ける、概ね自治会の範囲を指し、地域包括 ケアシステムにおける"第3層"と言われる圏域となります。地域で安心して暮らし続けるためには、身近で頼り合い、相談し合える人、そして住民同士で助け合えることが大切です。

これまでも、住民同士の助け合い(互助)を基調とした様々な活動を進めています。自 分自身も含めて、誰もが自立して生活ができるように、地域での支え合いの意識を広げて、 小地域福祉活動をさらに進めていきましょう。

1.見守り・訪問活動(小地域ネットワーク活動)の強化

- ○援助を必要とする人の周りにネットワークをつくり、見守り・訪問による生活課題の 把握や、軽易な援助活動等を行うものです。
- ○直接的な見守り・訪問活動と、近隣住民などによる緩やかな見守り(電気がついているか、郵便が溜まっていないか、洗濯物が取り込まれているか など)を組み合わせることで、より効果が期待できます。
- ○見守り・訪問活動により、課題の把握や異変の発見ができても、どのように対応すれば良いか分からないこともあるようです。そのような時に、担当の民生児童委員や自治会長に相談する、また市社協等へ相談するなど、相談先や連携先を把握しておくことも重要です。



- ○定期的な見守り・訪問活動の対象となっていない場合でも、生活しづらさを感じる人は存在します。困っていてもどこに相談すれば良いか分からない場合や、認知症や障がいなどにより十分な判断ができなかったり、子どもやひとり親家庭の中には周りにSOSを発信しづらかったりするなど、自分から相談することが困難な場合もあります。周囲に関心を持つことで異変を感じて適切な相談窓口につなげることが、問題の早期発見・早期対応となり、深刻化することを防ぎます。
- ○小地域ネットワーク活動は、地域での援助活動の基盤となるものです。生活課題を発見し支援につなげるだけではなく、支援につながった後も公的サービス等と連携して地域での継続した支援を行うことが、地域包括ケアシステムです。特定の人だけではなく、多くの人が関わることで、地域が一丸となった支援につなげていきましょう。

市社協が取り組むこと

- ・あらゆる相談に対応できるよう、総合相談窓口としての機能強化に努めます。
- ・どこに相談すれば良いのか分かるように、専門的な相談窓口についての情報提供(発信)を進めます。

2. ふれあい型食事サービスの実施

- ○高齢者・障がい者等の希望者に月1回以上の食事サービス(配食・会食)を実施する ものです。利用する人は、費用の1/2~1/3を負担金として支払います。
- ○見守りや訪問を行う際の手段の一つです。小地域ネットワーク活動の対象とならない人(本人の了解を得られない など)や、仲間づくり活動・居場所づくり活動へ参加しない(できない)人に対する見守り・安否確認・生活課題の把握等の役割も担います。地域の中で気になる人への、支援につなげるきっかけづくりとして活用しましょう。
- ○ホームヘルプサービスやデイサービスなどの公的サービスの利用により、食事サービスの利用をやめる場合もあり、利用者は減少傾向にあります。公的サービスと地域活動の連携により、地域での安心した暮らしを続けるためにも、地域活動の活性化のためにも、利用者の拡大に努めましょう。

3. 生活支援活動の推進

- ○高齢・障がいなどにより、日常の家事等(ゴミ出し・買い物や外出の手助け・簡単な清掃 など)に困っている人(世帯)に対し、隣近所や地域での支援を行うものです。
- ○実際に援助を必要としていても、周囲に迷惑をかけたくないと感じる人も多いようです。SOSを発信しやすい日頃からの関係づくりが、生活支援につながります。また、 小地域ネットワーク活動と連携することで、支援を必要とする人の実情に即した援助 につなげましょう。
- ○高齢者分野における地域包括ケアシステムでは、地域での生活支援の拡充が求められています。協議体での話し合いを通じて、小地域(第3層)での"互助の充実"と、地区(第2層)での"互助を基盤とした助け合いの仕組みづくり"を進めましょう。
- ○支援の方法は、小地域ネットワーク活動のメンバーによる支援、地区内で組織化したボランティアチームによる支援なども考えられます。必要に応じて、介護保険サービス・障がい福祉サービス等の公的サービスや、市社協の住民参加型在宅福祉サービス「さかいでふれあいサービス」*等との連携を図りましょう。

※さかいでふれあいサービス

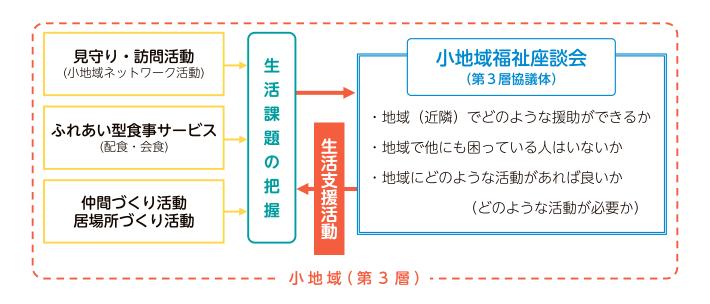
住民会員の互助で、高齢者や障がい者などに家事・介護の支援を有償で行うものです。市社協が実施している、"住民参加型在宅福祉サービス"と言われる活動です。協力する側、利用する側がともに会員として登録します。

(利用の際の利用料が必要)

4. 小地域福祉座談会の開催

- ○その地域に暮らす住民が集まり、日常生活の困りごとや地域に共通した課題などについて話し合う場が「小地域福祉座談会」です。小地域(第3層)での協議体の役割を果たすものと言えます。気軽に話せる場づくりに努めましょう。
- ○より身近な課題を話し合うために、小地域(自治会など)での開催が望ましいですが、 小地域で解決できない課題については、地区全体(第2層)や地区を数ブロックに分 けた圏域での開催も必要となります。地域の生活課題を「我が事」として考えるため に、まずは話し合う機会をつくりましょう。

○地域の問題に住民自身が気づき、解決に向けて取り組むことは地域福祉の原点です。 地域を支える一員としての意識を高め、地域共生社会の実現につなげるために住民の 参加を促しましょう。



地域で困っている人を支えている人が、常に支えるばかりではありません。時と場合によっては、自分が支えられる側になることもあります。地域の中で、自分にできる範囲で役割を果たし、"支え・支えられる""助け・助けられる"相互支援関係をつくることが、地域共生社会の実現につながります。

生活しづらさを抱える人が、周囲からの支援(互助・共助・公助)で課題が解決され、 自立した生活を送ることができるようになることで、次はその人が支える側として地域で 役割を果たせるような循環が生まれることが望まれます。

